

刑事弁護の組織的基盤と都市型公設事務所

—その課題と展望—¹

大塚 浩（奈良女子大学准教授）

I. はじめに：意義と課題

本稿で取り上げる対象は、刑事対応公設事務所として「裁判員裁判対象事件を専門に、弁護士会の研修講師なども務める²」ことを目的に、単位弁護士会の支援により大都市に設置された、仮にここでA,B,Cと呼ぶ三つの公設事務所である。1990年代には、例えば、後藤昭が現在の刑事対応型公設事務所につながる刑事公設事務所の具体的なイメージをすでに提起しているのだが³、刑事対応公設事務所はこの後藤の提言を部分的にでも実現したものといえ、刑事弁護の組織的基盤の強化という意味で重要なものだと考えられる。このような都市型公設事務所は、刑事弁護の組織的基盤の強化という意味で、特に「高度化」の観点から重要であるが、ではこれらの刑事対応型公設事務所は当初の期待に照らして、十分に評価できる実績をあげているだろうか。そこで、本稿では、インタビュー調査をもとに刑事弁護の組織的基盤として都市型公設事務所のありようを素描し、活動の詳細や運営方法、成果、課題などについて検討することとした。なお、法律事務所と弁護士の略称は、冒頭の宮澤論文

¹ 本稿は、JSPS 科研費（基盤研究（B）18H00803「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」）による研究成果の一部である。

² 日本弁護士連合会編『弁護士白書 2017年版』194頁。

³ 後藤による刑事公設事務所の構想は、以下のようなものであった。

「事件数の多い都会で、ある程度の人数の弁護士を抱えた公設弁護人事務所を作り、公的刑事弁護を専門に引き受けるという考え方である。（中略）当番弁護士および国選弁護事件の一部を扱うことになる。これは、刑事弁護の専門家集団を形成しながら、質の高い無料の刑事弁護を効率的に供給するしくみとして働く可能性がある。この事務所には、刑事弁護に関する弁護士研修などを通じて、情報を発信する役割も期待される。（中略）弁護士会館の中に事務所をおき、弁護士会または法律扶助組織の嘱託として給与を保証された弁護士に、この役割を与える方法が考えられる。運用の財源は、一つはこの弁護士たちが行う国選弁護の報酬である。国選弁護の報酬が十分に上がれば、それだけで事務所経営が維持できるはずである。当面それが無理ならば、そのほかに法律扶助としての公的な資金が必要となる。弁護士会も、事務所の場所の提供によって支援することになる（後藤昭「刑事弁護充実の方策」宮澤他編『21世紀司法への提言』（日本評論社、1998）198頁。）」

に記載された略称による。

II. 設立の背景

まず設立の意図と背景について述べよう。数千人台規模の弁護士会による公設弁護士事務所 A (以下、公設 A) は 2004 年設立である。この公設 A は裁判員裁判の 5 年後開始と被疑者国選への対応を目的に設立されたものである。A のおおよそ二分の一の規模の弁護士会による公設弁護士事務所 B (以下、公設 B) は、その前身となる刑事対応公設事務所と民事中心の公設事務所がすでに 2004 年に開設されており、2007 年に両者が統合、公設 B としてスタートした。千名弱の会の公設 C は法テラスの刑事の契約をする弁護士が少ないなどの弁護士会内の状況を受けて 2008 年に近隣の弁護士会による公設 B を参考に設立された。これらは裁判員制度と被疑者国選対応という設置目的で共通しているが、A、B と比べて C は会内の刑事弁護の状況の具体的改善の必要という状況があったことが相違点であり、これは C が A や B にくらべて小規模弁護士会であることを反映している可能性がある。

III. 組織

1. 組織の概要

組織の概要をみてみよう。

<p>【公設 A】</p>	<p>開設時 8 名，調査時 18 名（事務職員 11 名）。</p> <p>任期 2 年（延長あり）。</p> <p>所長は一般公募で選任。</p> <p>全員刑事・民事の両方担当（各自の手持ち事件数：刑事 1 件～20 件，民事 11 件～51 件以上，若手は刑事 4～7 件程度が一般的）。</p> <p>4 年程度までで独立を考える弁護士多い。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>開設時 11 名，事務局 8 名。調査時 5 名＋客員 1 名。過去 33 名が在籍。</p> <p>任期 3 年（延長あり）。</p> <p>所長弁護士 1 人（27 期）と客員は刑事のみ，他の 4 人は両方担当。事務所売上の 7 割は刑事。</p>
<p>【公設 C】</p>	<p>開設時 2 名。調査時 6 名（1 名は支所），事務職員 4 名（1 名は支所）。</p>

	<p>任期3年（延長あり）。</p> <p>3～4年前まではもう一か所支所（ひまわり基金法律事務所を引き継いだ支所，弁護士1～2名）。</p> <p>刑事・民事双方手掛ける。</p> <p>所長は開設時から，他は平均4，5年在籍。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公設 A の規模が 18 名在籍と大きいですが，公設 B の調査時 5 名というのは後程述べるように閉所直前で在籍者数が減ってきていたことが要因なので，実際は公設 A に対してそれほど小規模というわけではなかったことになる。いずれも 2，3 年の任期制だが更新をして在籍は 4，5 年にわたるのが一般的で，公設 B の所長などごく一部を除いては刑事事件に限定せず民事事件も取り扱っている。また，公設 B および公設 C の所長は開設時から継続して，あるいは断続的にその任にある。パートナーやアソシエイトの別はないが，公設 B および公設 C では所長が主導的立場で事務所を運営している。

2. 採用

【公設 A】	<p>公募（所長含む）。設立当初は収入減となるので応募低調。その後 67 期前後で 50 名程度もの応募も。就職難改善とともに，人員不足傾向。試験を実施し，刑事弁護への熱意や法テラスやひまわりに行きたいかどうかなどもみる。</p>
【公設 B】	<p>公募。試験実施のことも。しかし，「公募での応募者はあまりとら」ず，紹介多し。</p>
【公設 C】	<p>3 年程度の経験者を公募で。事務所を回すために新人以外で。調査年は二人程度の応募から一人採用。紹介を通じて採用のことも。</p>

採用活動については，50 名もの応募に対し，試験を実施して対応していた公設 A の新人の組織的採用が際立っており，B も併せ，ひまわり基金法律事務所や法テラスの養成事務所としての性格を重視していることが関連していると思われる。他方，C は法テラス，ひまわり養成という側面は薄く，採用も経験 3 年以上を目安とし，刑事公設における即戦力を重視していることがわかる。

IV. 財政基盤

では、これらの事務所への弁護士会の支援スキーム、財政基盤はどのようなものとなっているのだろうか。

<p>【公設 A】</p>	<p>弁護士会所有のオフィスで賃料・ビル管理費負担なし。人件費は事務所の売上から。財政支援としての弁護士会の貸付あり。</p> <p>運営委員会に財務状況等報告はするが、人事などに関与はなし。</p> <p>事務所の売上は 2017 年 2 億 3000 万円。経費がかかり赤字。2018 年は黒字見込み。経費の 8 割～9 割が人件費なので弁護士給与もカットした。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>弁護士会が賃料および什器備品リース費用負担。</p> <p>人件費は事務所で賄う。</p> <p>貸付金制度があり、赤字の場合、2000 万円限度に弁護士会から借入れ可能。内 700 万円の返済免除。弁護士会は毎年 2500 万円程度の負担。</p> <p>2017 年は赤字（収入 9542 万円・支出 1 億 114 万円）。</p>
<p>【公設 C】</p>	<p>弁護士会が賃料、設備什器を整備。そもそも黒字はないという前提。</p> <p>B 同様 2,000 万円限度に貸付。人件費不足の場合貸与あり。僅かに返済したが、残りは総会決議で免除。</p> <p>委員会からの指導や人事へ関与もなく、運営自由度高い(毎月の運営委員会で運営報告)。</p> <p>2017 年：支所も合わせて売上 9,200 万円、 2016 年度：11,000 万円。2014 年度:11,400 万円。2012 年：16,000 万円。事件数の減少で徐々に減少。</p> <p>弁護士会の援助関係は 3 年毎に契約見直し。長期の裁判員裁判事件、5 号解任事件（刑事訴訟法 38 条の 3: 弁護士への暴行・脅迫）での貢献等で必要性評価の一方、国選を収入源とする若手などから公設事務所を不要だという相当数の意見があるが、弁護士会の支援で経費のことをあまり考えずに活動できている。</p>

公設 A では、弁護士会所有のオフィスで賃料・ビル管理費負担が免除されているが、人件費は事務所の売上から充てられる。また、財政支援としての弁護士会による貸付制度があるため、運営委員会に財務状況等の報告はするが、人事などへの関与はない。事務所の売上は 2017 年 2 億 3000 万だったが、収支は赤字である。経費の大部分が人件費なので 2018 年は弁護士給与をカットすること等で黒字見込である。公設 B は、弁護士会が賃料や什器備品のリース費用負担し、人件費は同様に事務所賄うこととなっている。弁護士会の貸付金制度で、赤字

の場合、2000万円限度に弁護士会から借入れ可能とのことである。弁護士会は毎年2500万円程度の負担をしているとのことだが、2017年は収入9542万円、支出1億114万円の赤字であった。公設Cは弁護士会が賃料、設備什器を整備し、そもそも黒字はないという前提である。また、B同様2,000万円を限度に貸付がある。人件費不足の場合貸与があり、僅かに返済したが、残りは免除されている。委員会からの指導や人事への関与もない。2017年は支所も合わせて売上9,200万円であったが、事件数の減少で徐々に減少している。A、B、Cいずれも弁護士会からの貸付、給付型援助金、賃料援助等による支援をうけているが、運営の自由度は高いといえる。また、公設Cは人件費の支援を受けている点で、弁護士会の規模は相対的に小さいとはいえ、支援体制は厚いといえるだろう。

V. 事件割合

次に、事件割合を確認しよう。

<p>【公設A】</p>	<p>件数比は刑事3：民事7。 時間配分はおおよそ1：1。 刑事担当、民事担当などの分担はない。刑事多い弁護士は、民事・家事等少ない傾向。 数名少年事件に熱心。</p>
<p>【公設B】</p>	<p>刑事民事の比率は62：38（2017年）。 売上月970万円のうち、刑事約70%。 所長は民事に関心乏しく、事務所経営のために手掛ける発想も乏しい。少年事件は副所長が多い。</p>
<p>【公設C】</p>	<p>事件数も売上も民事多。 所長については時間配分民事20%程度。 刑事内の件数比は国選10：私選3。 売上は国選3に対し、私選と民事合わせて7。 私選激減で、相当部分は民事売上。 刑事担当、民事担当などの分担はなし。</p>

公設Aの件数比は刑事3：民事7で、時間配分はおおよそ1：1、刑事担当、民事担当などの分担はない一方、刑事が多い弁護士は、民事・家事・行政が少ない傾向にある。また、

裁判員裁判の件数が約 20 件とかなり多いのが特徴といえる。公設 B は刑事民事の比率は 2017 年で 62 : 38、売上は月 970 万円のうち、刑事約 70%であった。所長は民事事件を事務所経営のために手掛けるという発想をあまりもたないようである。公設 C は事件数も売上も民事が多くなっている。刑事内の件数比は国選 10 : 私選 3、売上は国選 3 : 私選と民事あわせて 7 だが、私選事件の激減で、相当部分は法テラスからの民事の売上で占められている。公設 A、公設 C は事務所全体として民事が多いのだが、刑事のみで売り上げを上げるのは難しいのと、A は隣接して法律相談センターがあり、民事・家事・クレサラ（クレジット・サラ金関連事件の略称）の関連の事件が多く持ち込まれることも影響している。「刑事専門」という点では件数、売り上げとも 6、7 割で刑事が民事を上回る公設 B が最もそれに近いといえるだろう。

VI. 報酬規程と給与

<p>【公設 A】</p>	<p>HP に規程。着手金 30-50 万、起訴後一審弁護 30 万。実際は少し安く、一般事務所と近い水準。報酬契約は基本各弁護士の裁量だが皆同水準になる。</p> <p>給与制。刑事対応型の理念があるので、完全給与制。同期の判事・検事と同水準という前提は維持できず。現時点では一般の弁護士よりも少ない。かつては公設の方が収入があるといわれた時期も。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>HP に規程。しかし規程通りには取れない。弁護士が多い時期は、個別の報酬を所長・副所長が決裁していたが、現在は少人数で、決まった手続きはない。</p> <p>給与制。得た報酬は全額事務所へ。開設時は公設事務所規程で同期裁判官・検察官と同額とされていたが、とても維持できなかった。事務所内では刑事だけで稼げないので、むしろクレサラ等多めに受けている人がいる。</p>
<p>【公設 C】</p>	<p>かつての日弁連報酬規程に準じた規程。規程通りには取れない。</p> <p>給与制。売上は事務所に帰属。給与は弁護士により異なる。所長は税引前 1,800 万円から 2018 年は 900 万円に（数年後の引退を考慮して減額）。</p>

報酬規程と給与については、公設 A の HP に規程がある。着手金 30-50 万円、起訴後一審弁護 30 万円となっているが、実際はその通りではなく少し安くしており、ほぼ一般事務所に近い水準となっている。各自の収入は、完全給与制で、同期の判事・検事と同水準という前提だったが、これは維持できず、現時点では一般の弁護士よりも少ない状況である。公設 B で

もHPに同様に規程があるものの、やはり規程通りに請求ということはないようである。Bも給与制で、事件から得た報酬は全額事務所に入る。開設時は公設事務所規程によって同期裁判官・検察官と同額とされていたが、A同様維持できなかったとのことである。公設Cもかつての日弁連報酬規程に準じた規程を有しているが、規程通りに請求することはなく、各自の収入も給与制で、事件の売上は事務所に帰属する。公設事務所に経済的インセンティブの発想を入れると刑事対応は成り立たないことから、A、B、Cとも給与制であることには合理性があると思われる。

VII. 受任経路

【公設A】	事務所への依頼と弁護士個人への依頼が半々。依頼者間の紹介、拘留所内の口コミ、以前の依頼者が再犯で逮捕されてのリピートもあり。
【公設B】	事務所ではなく個人への依頼多し。私選は所長弁護士のネームバリューで受任。通常事件の国選は弁護士会リストに従って。しかし、近年私選は激減（刑事事件数減少と暴力団の資金源枯渇。刑事弁護に優秀な弁護士・若手が増えたこと。勾留段階で国選がつくとあえてその後公設事務所に依頼の流れにならないことなどが要因としている。）
【公設C】	依頼は事務所にもあるが、特定弁護士へが一般的。「持ち込み国選（難事件等で他弁護士から依頼）」も時々。裁判員裁判の難事件で事務所宛てに来る案件や前の弁護人とトラブルがあった特別案件も弁護士会から事務所へ打診。私選は口コミ中心。再犯や周辺者からの紹介事件多いが暴力団関係激減。国選若手への苦情で検察庁に呼ばれてそのまま私選等も。民事は法テラスからが多い。会内弁護士への配慮から運営委員会は積極的な宣伝を控えるようにという方針（破産部で管財事件など取ってこない）。HPもごく簡素。

受任の経路は、公設Aでは、事務所への依頼と弁護士個人への依頼が半々で、依頼者間の紹介、拘留所内の口コミなどが主要な経路となっている。公設Bでは、事務所ではなく個人への依頼が多く、特に私選は所長弁護士のネームバリューで受任することが多かったものの、近年私選は激減している。公設Cでは、依頼は弁護士個人になされるのが一般的である。大きい事件で他の弁護士から頼まれるという「持ち込み国選」も時々あり、また裁判員裁判の難事件で事務所にもちこまれる案件や、前の弁護人とトラブルがあった特別案件も弁護士会から事務所へ打診がある。私選は口コミ中心で再犯者や周辺者からの紹介事件が多いが暴力団関係は激減している。民事は法テラスからが多い一方、会内の弁護士への配慮から運営委員会は積

極的な宣伝を控えるようにという方針を取っており、例えば、破産部で管財事件など取ってこないようにしているし、HP もごく簡素である。公設 B、公設 C の所長はベテラン刑事弁護士として著名であり、個人あて依頼が中心である。私選は事件数が大きく減少しているが、他方、公設 C は他の公設事務所以上に会内での難事件の最後の砦としての印象がある。裁判員裁判を含む国選を優先的に公設事務所に割り当てられるシステムは存在しないようであり、事件数の減少と併せ各事務所の経営基盤は弱まっているのではないかとの推測が成り立ちそうである。

VIII. 刑事弁護活動の拠点機能

1. 高難度事件対応・拠点拡大機能・量的貢献

刑事対応公設事務所は刑事弁護活動の拠点としての機能を果たしてきたといえるのだろうか。

<p>【公設 A】</p>	<p>難度の高い事件対応の役割：死刑等特別案件では、弁護士会により公設 A か、その出身者に振られる。</p> <p>刑事対応事務所の拡大：出身者（元所長）によって作られた事務所も。公設 A のグループ事務所のような存在。</p> <p>刑事事件への量的貢献：地域内他公設より刑事比率相当高い。法テラスと比較して、私選も受けられるし、刑事の件数多く扱える。また、法テラスは基本的に 3 年で別の地域に移るので、リピートする依頼者に対応できない。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>難度の高い事件対応の役割：所員全員が、死刑事件を含む重大事案の国選事件や、裁判員裁判対象事件を多数受任。死刑確定後の再審請求を無報酬のボランティアで。管内拘留所の死刑囚の多くは公設 B が弁護してきた。近年事務所 HP をみてセカンドオピニオンを求めてくる相談者が相当数。これに適切に対応しており、またその数も増加傾向。</p> <p>刑事対応事務所の拡大：33 名の出身者が会内及び他弁護士会において刑事事件を活発に取り扱う。</p> <p>刑事事件への量的貢献：一定数の受任数（2017 年の刑事受任件数 185）を維持。裁判所からも信頼。</p>

<p>【公設 C】</p>	<p>難度の高い事件対応の役割：会内でやり手の見つからない裁判員裁判難事件、「5号解任事件」などの引き受け手となって貢献。事務所弁護士での連携が強み。すぐ連絡を取り合うことで、接見への対応などができている。</p> <p>刑事事件への量的貢献：開設時から被疑者国選を含む国選と裁判員裁判で役割を果たしてきた。</p>
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公設 A では難度の高い事件対応の役割として、弁護士会の求めに応じて、公設 A かその出身者に死刑等特別案件への対応がゆだねられることがある。刑事対応事務所の拡大の面では、元所長によって作られた事務所が公設 A のグループ事務所のような存在として活動している。刑事事件への量的貢献の面では、地域内の他の公設より刑事比率が相当高く、法テラスと比較して私選も受けられるし、刑事の件数を多く扱っている。公設 B は難度の高い事件対応の役割として、所員全員が、死刑事件を含む重大事案の国選事件や、裁判員裁判対象事件を多数受任している。管内拘置所の死刑囚の多くは公設 B が弁護を担当しているほか、死刑確定後の再審請求を無報酬で引きうけている。近年事務所 HP をみて、セカンドオピニオンを求めてくる相談者が増加傾向で、その対応も果たしている。刑事対応事務所の拡大の面では、33名の事務所出身者が会内及び他弁護士会において刑事事件を活発に取り扱っている。刑事事件への量的貢献の面でも 2017 年で受任件数が 185 にのぼるなど、一定数の受任件数を維持し裁判所からも信頼をえている。公設 C は、難度の高い事件対応の役割として、会内でやり手の見つからない裁判員裁判の難事件、弁護人への暴行強迫によるいわゆる「5号解任事件」などの引き受け手となって貢献している。事務所弁護士間の連携が強みで、すぐ連絡を取り合うことで、接見への迅速な対応が可能になっている。刑事事件への量的貢献の面では、開設時から被疑者国選を含む国選事件と裁判員裁判で役割を果たしてきたとの回答であった。

公設 A、公設 B は刑事弁護担い手養成に成果を上げてきたことがわかる。一方公設 C は特別案件、死刑など担い手の見つからない事件処理により比重がかけられている。いずれも難度の高い裁判員裁判で重要な役割を果たしているといえるであろう。

2. 裁判員裁判対応

では、その裁判員裁判への取り組みについてみていく。

<p>【公設 A】</p>	<p>弁護士単位で数えて調査時 43 件、事務所で抱えているのは一審で 20 件弱か。一人当たり年間 4 件前後。その程度が限度。期日は集中的なのでほかの事件に手が回らないが、弁護士同士でカバーできている。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>調査時所長弁護士が 1 件、副所長が 5 件程度。事務所では 7-8 件（他の事務所弁護士との複数選任を含む）。10 年間の地裁新受件数 1,400 中 150 件以上担当。認め事件でも 10 日間程度は当該事件に集中ということになる。小さい事務所なので互いにフォローしあう態勢。ただ、複数選任の国選で 100 万程度の報酬になる。</p>
<p>【公設 C】</p>	<p>係属中 1 件、公判前整理手続中 2 件。係属中 1 件は事務所の 3 人で担当。対応のため、新たな国選・私選受任ストップ。審理が長期に亘る事件以外なら、同時に 2, 3 件受けることも。平成 21 年以降 110 件受任。裁判員裁判事件への事務所弁護士関与割合は当初 40% 前後。徐々に低下し 20% を切る程度。望ましい割合だと考えている。困難な裁判員事件の引き受け手役割。係属中事件は弁護士会から所長に依頼があったもの。最後の砦。かかりきりになるので、今後財政支援を弁護士会から受ける約束。裁判員裁判の国選報酬は確かに悪くないが認め事件と否認事件で大きな差。</p>

公設 A では、事務所弁護士が関与している実数は、一審で 20 件弱かと思われる。一人当たり年間 4 件前後でその程度が限度だとのことである。期日は集中するのでほかの事件に手が回らないが、事務所弁護士同士でカバーできている。公設 B では調査時所長弁護士が 1 件、副所長が 5 件程度であった。事務所では事務所外の弁護士との複数選任を含めて 7-8 件、10 年間の地裁新受件数 1400 中 150 件以上を担当してきた。認め事件でも 10 日間程度は当該事件に集中ということになるので、互いにフォローしあう態勢がとられている。ただ、複数選任の国選で 100 万円程度の報酬となるので、一般の国選よりは経済的メリットはある。公設 C では係属中 1 件、公判前整理手続中 2 件で、係属中 1 件は事務所の 3 人が担当している。この事件は長期の裁判となるため、その対応のため、新たな国選・私選の受任をストップしていたが、審理が長期に亘る事件以外なら、同時に 2, 3 件受けることもある。平成 21 年以降 110 件受任しており、裁判員裁判事件への事務所弁護士関与割合は当初 40% 前後、徐々に低下し現在は 20% 程度である。すでに述べたように公設 C は困難な裁判員事件の引き受け手役割を果たしてきた。係属中の事件も弁護士会から所長に依頼があったもので、このような場合、一件にかかりきりになるので、今後財政支援を弁護士会から受ける約束になっている。裁判員裁判の国選報酬は確かに悪くないのだが認め事件と否認事件で要するエフォートに大きな差があるので、一概に裁判員事件が「ペイする」とは言えないわけである。A, B, C とも事務所

弁護士間でフォローしあう態勢がとられているが、公設 C の係属中事件はその一件のために他の受任ができなくなるほどの負担を一事務所に負わせるもので、長期の裁判員裁判事件の受任が弁護士会の支援があるとはいえ事務所運営を不安定化させる要因となる場合がありうるのは明らかだといえる。公設事務所の存在がなければ長期に亘る裁判員裁判への対応が成り立たないといえるほどの状況かもしれない。

3. 若手養成の拠点

次に、若手養成の拠点となっているかについてみてみよう。

<p>【公設 A】</p>	<p>事務所内: 研修・勉強会・経験交流会・報告会・事件の全件チェックの会等でも教育。刑事扱う人数の多さ強み（不明な点を先輩にすぐ聞ける。接見に複数で行く。記録と一緒に読む）。勉強したり人の意見を聞ける機会が多い。単独や小規模の若手に比べると正しい情報を得やすい。ひまわり、法テラススタッフ希望者を採用・養成。</p> <p>事務所外: A、B の初代所長が中心になって若手弁護士の情報交換・勉強会（A が事務局）。</p> <p>弁護士会: 弁護士会刑事弁護関連研修。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>事務所内: 33 名の弁護士が巣立っていった。刑事弁護分野で中堅で活躍する 5 名ほどのほか、刑事に注力する弁護士たちを輩出。ひまわり基金法律事務所 3 名、法テラススタッフ 13 名輩出。</p> <p>事務所外: 開所当初から若手・司法修習生対象の刑事弁護実演型研修シリーズ企画を「塾」として開講。刑事弁護に関心を持つ修習生が毎年多く参加（のべ 300 名以上）。また、刑事弁護修習の機会の少ない修習生の接見・公判傍聴に同行。前期公設 A と共同で運営する情報交換・勉強会。</p> <p>弁護士会: 所員の多くが刑事弁護関連会員向け研修の企画、講師、スタッフを務める（裁判員制度開始直後 1 年半で 200 回のときも）。</p>
<p>【公設 C】</p>	<p>事務所内: 民事・刑事共起案した文書のチェックや、裁判所で実際に学んでもらうという形で、普通の事務所と同様に。法テラス、ひまわりの養成事務所としての役割は果たしていない。若手育成の役割を担っているが方法は、裁判員裁判、民事も含め、一般の事務所と同様。</p> <p>弁護士会: 事務所主催での研修は負担が大きいためやめているが、弁護士会研修や</p>

修習生対象の講師を事務所弁護士が務めることは多い。

公設 A は事務所内で、研修会等の機会を設けて若手教育を図っている。さらに、刑事を扱う弁護士の多さ自体を強みとしており、他の弁護士の意見を聞ける機会が多く、単独や小規模事務所の若手に比べると正しい情報を得やすいというメリットがある。もちろんひまわり基金法律事務所や法テラススタッフの希望者を採用・養成という役割も担っている。事務所外では、A、Bの初代所長が中心になって若手弁護士の情報交換・勉強会が、A が事務局となって持ち上げられ活動している。所員は、ほかにも弁護士会で刑事弁護関連研修の講師を務めるなどの刑事弁護士養成活動に従事してきている。公設 B はこれまで 33 名の弁護士を養成し、中から、刑事弁護分野で会内の中堅として活躍する 5 名ほどのほか、会内外で刑事に注力する弁護士たちを輩出している。ひまわり、法テラススタッフの養成については、前者は 3 名、後者は 13 名を輩出した。事務所外で特筆すべきは、開所当初から若手・司法修習生対象の刑事弁護実演型研修のシリーズ企画を「塾」として開講していることである。刑事弁護に関心を持つ修習生が毎年多く参加し、のべ 300 名以上となっている。また、刑事弁護修習の機会の少ない修習生の接見・公判傍聴に同行したり、前記公設 A と共同で運営する情報交換・勉強会も開催している。弁護士会では所員の多くが刑事弁護関連で会員向け研修の企画、講師、スタッフを務め、裁判員制度開始直後は 1 年半で 200 回も担当している。公設 C は、事務所内では民事・刑事共一般の事務所の OJT と同様のやり方で養成を図っている。法テラス、ひまわりの養成事務所としての役割は特に果たしておらず、若手育成の役割を担ってはいるが、その方法は、裁判員裁判、民事も含め、一般の事務所と同様である。弁護士会関連では、研修や修習生対象の講師を事務所弁護士が多く務めている。こうしてみると、公設 C は刑事専門弁護士育成という特別な意識は希薄で、他方、法テラスやひまわりの養成の機能を重視していても、公設 B は公設 A より、より刑事「専門」に養成という色彩が強いという相違がある。

IX. 弁護士個人のバックグラウンド

次に、事務所ではなく、インタビュー対象弁護士個人のバックグラウンド（弁護士志望の経緯と弁護士会活動等）について確認する。

【公設 A】 公設弁護士 A (50 期台)

法テラススタッフ予定として採用。1 年後法テラス法律事務所に 4 年。刑事弁護をする弁護士が必要という地元のニ

	<p>ーズで。その後公設 A に戻り刑事中心に計 6 年。調査時初代所長の起ち上げた事務所に移籍。刑事への関心は修習時の公設 B の「塾」で刑事が面白いと感じて。</p> <p>所属弁護士会刑事弁護委員会所属。</p>
<p>【公設 B】公設弁護士 B (20 期台)</p>	<p>全共闘世代。当初活動家や労働組合の弁護士になろうと思ったが、その後戦えない人の弁護こそ重要と考え、一般事件に力を入れるように。</p> <p>所属弁護士会刑事弁護委員会委員。同共謀罪プロジェクトチーム座長として共謀罪反対運動（「刑事弁護の実務を通して骨抜きにする）、弁護士倫理委員会、拘置所視察委員長。</p>
<p>【公設 C】公設弁護士 C (30 期台)</p>	<p>公設 C 近傍の地裁支部管内の事務所（弁護士 3 名）でスタート。学生運動。刑事に関心が向かう。その後政治への関心より、低所得層、刑事被告人などの援助に関心が向かっていった。</p> <p>所属弁護士会刑事弁護委員会委員だが弁護士会活動は消極的。会内交流も少。</p>

まず、刑事弁護への関心を持つに至った経緯について、公設 A の 50 期台公設弁護士 A は刑事への関心のきっかけは修習時の公設 B の「塾」で刑事が面白いと感じたことにあると回答している。公設 B の 20 期台公設弁護士 B は全共闘世代で、当初活動家や労働組合の弁護士になろうと思ったが、その後戦えない人の弁護こそ重要と考え、一般事件に力を入れるようになったとのことである。公設 C の 30 期台公設弁護士 C も学生運動がきっかけで刑事に関心が向かったタイプである。その後政治への関心より、低所得層、刑事被告人などの援助に関心を移動させている。B、C の刑事対応公設事務所のリーダーはともに 1940 年代後半生まれの全共闘世代で、弁護士となってから政治運動への関心より一般依頼者の権利擁護に関心が移動した点で共通している。このような背景を持ったリーダーが、運動志向がもともと希薄な世代と事務所内で共存しているのが B、C の特徴といえる。個別依頼者の権利擁護、例えば公設 B が掲げている徹底して依頼者である被疑者被告人に寄り添うという姿勢あるいはスピリット（いわゆる“zealous advocacy”）は各世代に共有可能なもので、このような理念が様々な世代を結合させてきたといえるかもしれない。各自の弁護士会活動については、公

設弁護士 A, C は 所属弁護士会刑事弁護委員会所属であるが, C は会内交流も少なく, 弁護士会活動には消極的である。公設弁護士 B も所属弁護士会刑事弁護委員会委員で, 同委員会の共謀罪プロジェクトチーム座長もつとめている。A, B, C とも, 委員会活動には濃淡がありながら従事しているが, 弁護士会内外での制度改革運動よりむしろ刑事弁護の実務を通じた改善を志向する傾向があるように思われる。

X. 刑事弁護の高度化・基盤強化は達成されたか

さて, 本稿の核心的な問題関心である「刑事弁護の高度化・基盤強化がなされているか?」という問いへの回答を確認しよう。

<p>【公設 A】</p>	<p>高度化: 接見制限の緩和で逆に弁護士により大きな責任。接見技術の向上必要。表面化しないが若手と高齢の弁護士で接見にも行かないという弁護士も今も多い。研修を受けて国選名簿登録していると排除もできない。全体の底上げはまだだ。多くの事務所出身者がいるので, 共犯事件で他の被疑者被告人の弁護を依頼するなどの協力・連携体制がとれるという点で高度化している。</p> <p>基盤強化: 経済的基盤は進歩していないのではないか。刑事専門弁護士は増えているが, 内実としては「オプション」制で結果高額請求する事務所のようなケースも。</p>
<p>【公設 B】</p>	<p>高度化: 証拠開示の拡大や被疑者国選などでできることは増えたとはいえるが, 検察側も可視化では「焼け太り」。国選弁護人の質の問題として, 面会に行かない, 家族への伝言を断る, 威圧的態度などを「セカンドオピニオン」でよく聞く。しかし, 優れた刑事弁護士は所属弁護士会に多いし, 若手もうまくやっている人が多くなっている。</p> <p>基盤強化: 刑事専門といえる弁護士は増えているが, 競争激化で専門を掲げる必要があつて, という意味合いの若手などもおり, 実際には経済的基盤という点では刑事専門では公設のような形態でなければ困難。20年前と状況はそれほど変化していない。</p>
<p>【公設 C】</p>	<p>高度化: 接見が熱心になされるようになった。接見制限がなされなくなったことや, かつては, 高齢のヤメ判, ヤメ検はめつたに接見に来なかったが, その点かなり改善。弁護士会の集会・研修などでも接見の重要性を強調してきたが, 浸透してきたか。被疑者国選だと選任後 24 時間以内に接見に行ったか否かが法テラスの接見の用紙で弁護士会にわかるようになってきているので, その影響もある。また, 証拠開示</p>

のありかたも変わった。そのことで、むしろ被疑者被告人と十分打ち合わせ、検討をして丁寧な弁護活動をする必要が出てきたという点で刑事弁護が改善したか。

基盤強化：若手が増えているのは間違いないが、収入の基盤として国選を、という場合、被疑者段階では何もしないで起訴されたほうが収入になるということで、被害弁償のため弁護士が起訴前に動かないなどの質の問題がある。弁護士会として、問題意識をもって公設事務所同様に物心ともの支援がなされない限り、組織的に刑事弁護に特化する事務所の拡大は難しい。

公設 A は高度化について、接見制限の緩和で逆に弁護士により大きな責任が生じていることを指摘している。一方接見技術の向上が必要となっているなか、接見も行かないという弁護士が今も一定数いて全体の底上げはまだ十分ではないとされている。ただ、すでに多くの公設事務所出身者がいるので、協力・連携体制がとれるという点で公設事務所を中心に高度化しているといえる面があるとしている。他方、経済的基盤という点では刑事専門弁護士はたしかに増えてはいるが、それが経済的基盤の確立を示しているとはいえないのではないかという意見である。公設 B は高度化の面では、国選弁護人の質の問題として、面会に行かないなどの問題を「セカンドオピニオン」でよく聞くこともあるが、しかし、優れた刑事弁護士は所属弁護士会に多くいるし、若手もうまくやっている弁護士が多くなっているとしている。ただ、制度面では、証拠開示の拡大や被疑者国選などでできることは増えたといえるが、検察側も可視化では「焼けたり」しており、積極的に「高度化」したという実感を有してはいないようである。基盤強化の面では、刑事専門といえる弁護士は増えているが、競争激化で専門を掲げる必要があつて、という意味合いの若手などもおり、実際には刑事専門は公設のような形態でなければ困難で、20年前と状況はそれほど変化していないとしている。公設 C は高度化について、かつては、高齢のヤメ判、ヤメ検はめったに接見に来なかったが、その点かなり改善され、接見制限の緩和もあり接見が熱心になされるようになったとしている。弁護士会の集会・研修などでも接見の重要性を強調してきたことが浸透してきたと思われるのと、あとは、被疑者国選だと選任後 24 時間以内に接見を行ったか否かを弁護士会が把握できるようになっているので、その影響もあること、さらに、証拠開示のありかたも変わり、そのことで、むしろ被疑者被告人と十分打ち合わせをして丁寧な弁護活動をする必要が出てきたという意味で刑事弁護が改善、高度化したといえるということを指摘している。基盤強化の面では、若手が増えているのは確かに間違いないが、国選は収入の基盤とはなりにくいとのことである。一般事務所が刑事を中核に据えていくという基盤構築のため

には、弁護士会として、問題意識をもって公設事務所同様物心ともの支援がない限り難しいと考えられている。A, B, Cとも接見制限緩和、証拠開示など、刑事弁護をめぐる制度の変化によって、弁護士が質の高い刑事弁護をすることが求められるようになり、丁寧に活動する弁護士も増えたものの、質の問題が依然として存在することを指摘している。また経済的基盤自体は改善されたとはいえず、依然公設事務所への支援スキームの意義がうかがわれる。

では、公設事務所自体はどの程度高度化の担い手となってきたか、自己評価とそれから今後への展望はいかなるものであろうか。公設Aは刑事に関心のある修習生がエクスターン先として選択・就職というパターンが存在し、刑事で一定のブランドを確立できたと考えている。また、引き受け手がみづかりにくい死刑案件や「5号解任」などの特別案件で弁護士会からも評価されているとの自己評価である。公設Bも刑事弁護の拠点としての全国的な評価・ブランドを確立したと考えている。また、質の高い刑事弁護の担い手育成という点で実績があるものの、課題として収益性の向上のために、複数選任の二人目受任のような、会員の裁判員裁判弁護支援および民事について法律相談センターとの協力関係の構築をより強化していく必要性が指摘されている。ただし、公設Bは刑事事件数の減少とともに事務所規模を縮小しており、若手育成等に一定の役割を果たしたとして聞き取り調査後の2019年5月に閉所した。ひまわり、法テラスなどの需要減や、所属弁護士会に刑事弁護を熱心に行う様々な事務所ができていることを理由に、所長の任期満了を契機として閉所が決定したとのことである。公設Cは裁判員裁判の難事件や、持ち込み国選、当事者とのトラブル案件などの引き受け手として、会内でやはり大きな役割を果たしていると自己評価している。

弁護士会ごとに規模、設立経緯、立地などが異なり、刑事対応型公設事務所にもある程度の多様性がみられるが、高品質な刑事弁護を提供し、難事件、引き受け手のない事件の受け皿になってきたとの自己評価は共通している。但し、B, Cで事務所閉所やリーダー格弁護士の引退ののち、同じような機能、役割を果たしつつけられるような事務所運営が可能か、または別の事務所に公設事務所が果たしてきた役割を担わせることが可能なかは現段階では不透明と言わざるを得ない。

では、現時点でわれわれの視点から刑事公設事務所をどう評価することができるであろうか。すなわち、「高度化」が進行したといえるのかを考えてみよう。刑事弁護に熱意を持って取り組んできた刑事対応公設事務所の弁護士たちは、被疑者国選弁護制度や接見制限の緩和などの変化を追い風に被疑者・被告人の権利擁護の可能性を高めるといって弁護活動を「高度化」したし、ヴォリュームという点でも公設事務所OB, OG弁護士を中心に質の高い刑事弁護士層の充実化もみられる。

視点を変えると、接見、証拠開示など、捜査弁護を含む刑事弁護でできることが制度的に拡大し、弁護士にできることが増えたことで、裁判所や弁護士会が期待する刑事弁護のスタンダードも上がり、逆に弁護士にとって刑事弁護に一種の「高度化圧力」が発生したといえる。このことは、刑事専門弁護士のみではなく、一般の弁護士の刑事弁護高度化につながっている可能性があるという点でも重要なはずである。

他方、競争環境の変化により、主たる収入源として国選を扱う質に問題があるとされる弁護士の層も拡大している。全体像が明確なわけではないが、この20年刑事弁護士全体の実務の質が一様に向上したとまではいえない点にも留意の必要がある。

XI. 課題と展望

そこで、最後に今後の課題について考える必要がある。刑事対応公設事務所は、みてきたように高度化の進展に寄与してきたといえるが、このような事務所がさらに拡大するという傾向にはないこともまた現実である。新規の設置が困難でも、果たしてきた役割を考えると現状の公設事務所の維持が望ましいのだが、公設 B のように事務所そのものが消滅するケースも出てきている。刑事公設事務所が縮小傾向にあることの背景として、インタビューからは、まず第一に、刑事専門事務所の維持が弁護士会の財政支援、たとえば公設 B で閉所まで総額約3億円に上った支援に支えられていることへの理解を得ることが困難なことや、第二に就職難が改善し相対的に任期制の公設事務所の人気が低下していること、第三には刑事事件数の減少が収入源となる私選事件数の減少を招いているらしいこと、第四に公設事務所の財務状況は、国選、特に高額報酬の裁判員裁判事件が優先的に配分されることで改善されるかもしれないわけだが、会内弁護士との関係上国選の優先配分は困難である、といった点が推測される。しかし、裁判員裁判での役割や、刑事に注力する事務所の財政的基盤の脆弱さを考えるとこの縮小傾向は刑事弁護の組織的基盤の強化という点から決してプラスとは言えないはずである。

公設事務所の役割を担いうる代替的態勢として、刑事弁護に高度の能力を有する弁護士個人や事務所のリアル及びヴァーチャルのネットワーク化で事務所相互間のサポート体制を構築できれば、難事件対応や裁判員裁判事件の複数選任対応、若手養成の役割をそのネットワークにもたせることが可能かもしれない。但し、そうした可能性を期待できるのはほぼ大規模ないし中規模の弁護士会に限られることになるし、緩やかなネットワーク化、というのは一般的に維持が難しいものでもある。今後の研究における実践的課題としては、では、有効なネットワーク化はどのようなものであるとか、弁護士会の支援のみに依存せず、かつ法テラスとは枠組みの異なる刑事専門法律事務所の新しいスキームはあり得ないか、ということを考えること

になると思われる。

現在考える方策としては、劇的な改善は見込めないかもしれないが、さしあたり次の二点に期待するのが現実的である。

まず第一点として、有力な刑事弁護士からなる選定委員会に選ばれた弁護士のみ Web サイトへの登録が可能な「刑事弁護リーダーズネットワーク⁴」のような既存のネットワークの拡充があげられる。進行中の公設 A, B, C 所属以外の弁護士へのインタビューからは、ほとんどの弁護士がこの「刑事弁護リーダーズネットワーク」の拡充をはじめとする公設事務所を代替する具体的体制づくりにそれほど積極的ではないようだが、リーガルサービス分野においてもインターネット上での広告活動が活発化している状況下では、インターネットを通じた質の高い刑事弁護士ネットワークの発信は重要というほかない。

第二点としては、少人数で特定の専門分野に秀でていることを強みとするいわゆる「ブティック型」刑事専門法律事務所の担い手を養成するという方向性である。刑事弁護技術を研修する機会は、弁護士会主催による研修のみではなく、公設 A および B が中心となって実施している先述の刑事弁護技術研修のための「塾」のような形態で、各地で刑事弁護に習熟した弁護士により設けられているようである。また、すでにそのような学びの機会を経た弁護士たちが一定数刑事弁護士としての活動に従事している。その質と弁護士数双方を高めていく方向性がある。公設 A, B による「塾」は一定程度組織的に運営されているが、現在個人的試みとしてなされているような教育機会の提供をも、もっと組織的に展開できれば、潜在的に適性と能力のある弁護士が刑事弁護という領域に向かい、各地で刑事弁護に秀でた「ブティック型」法律事務所が増えていくことも期待できるかもしれない。

⁴ <https://www.keijibengoleaders.net/>